

小学校・体 育

「現行学習指導要領により指導する場合」と、「全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合」がある。いずれの場合においても新学習指導要領第1章の規定（総則本誌P2～4参照）を踏まえ、その趣旨の実現を図ること。

全部又は一部について新学習指導要領により指導する場合

1 指導計画作成上の配慮事項（解説P160～165参照）

(1) 新設された主な配慮事項は次の2点である。

- ア 児童の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、体育や保健の見方・考え方を働かせ、運動や健康についての自己の課題を見付け、その解決のための活動を選んだり工夫したりする活動の充実を図ること。また、運動の楽しさや喜びを味わったり、健康の大切さを実感したりすることができるよう留意すること。
- イ 障害のある児童などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。
 - ・ 運動領域—当該児童の運動（遊び）の行い方を工夫するとともに、活動の場や用具、補助の仕方に配慮するなど、困難さに応じた手立てを講じること。
 - ・ 保健領域—新たに示された不安や悩みなどへの対処やけがの手当などの技能の実技指導については運動領域の指導と同様の配慮をすること。
 - ・ 体育科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、児童の学習負担や心理面にも配慮すること。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の4点である。

- ア 運動領域に相当する授業時数
 - ・ 一部の領域に偏ることなく全ての領域の指導がバランスよく行われるようにすること。
 - ・ 低・中・高学年の三区区分ごとの二つの学年を一つの単位として、その中で各運動種目の単元構成や年間配当、時間配当を工夫すること。（年間計画における弾力的な扱い）
- イ 保健領域の指導
 - ・ 効果的な学習が行われるように、適切な時期に、学習時間を継続的又は集中的に設定すること。
- ウ 低学年における他教科等や幼児期の教育との関連
 - ・ 他教科等との関連を積極的に図り、指導の効果を高めるようにすること。
 - ・ 幼稚園教育要領等に示す幼児期の終わりまでに育ってほしい姿との関連を考慮すること。
- エ 道徳科などとの関連を考慮しながら、体育科の特質に応じて適切な指導をすること。

2 内容の取扱いについての配慮事項（解説P65, 66、P109, 110、P157～159、P165～168）

(1) 新設された主な配慮事項は次の4点である。

- ア [第1学年及び第2学年]
 - ・ 「C 走・跳の運動遊び」—児童の実態に応じて投の運動遊びを加えて指導することができる。
- イ [第3学年及び第4学年]
 - ・ 「C 走・跳の運動」—児童の実態に応じて投の運動を加えて指導することができる。
 - ・ 「E ゲーム」「ア ゴール型ゲーム」—味方チームと相手チームが入り交じって得点を取り合うゲーム及び陣地を取り合うゲームを取り扱うものとする。
- ウ [第5学年及び第6学年]
 - ・ 「C 陸上運動」—児童の実態に応じて、投の運動を加えて指導することができる。
 - ・ 「D 水泳運動」「ウ 安全確保につながる運動」（追加）—安定した呼吸を伴い浮くことができるように指導するものとする。
- エ 筋道を立てて練習や作戦について話し合うことや、身近な健康の保持増進について話し合うことなど、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促すための言語活動を積極的に行うことに留意すること。

(2) 引き続き配慮する主な事項は次の1点である。

- ア 保健の指導に当たっては、健康に関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなどの指導方法の工夫を行うこと。